

# 三宅町高齢者及び身体障害者等 緊急時支援体制整備事業

体調の急変時など  
自分で救急車を  
呼べないときには  
ボタンを押すだけ

利用者さまからの  
通報にコールセンターが  
対応します



## 便利なコールセンター

### 【迅速な対応】

◆365日24時間体制のコールセンターが、緊急通報を受信して、協力員さんや救急へ連絡してくれます。

### 【安否確認】

◆コールセンターが定期的にお電話で利用者さまの健康状態やご様子のおうかがい、使い方の説明をしてくれます。

### 【安心の生活】

◆いつでもコールセンターに健康相談ができます。

※コールセンターには専門の知識をもつ職員が待機しています。

## 協力員さんへのお気遣いがなくなりますー

### 【まちがえて押しても大丈夫】

◆まちがえて押しても、コールセンターが対応してくれるので、協力員さんへのご負担が減ります。

◆早朝や真夜中、休日の通報にも、まずはコールセンターが対応するので安心です。

## 事業を利用できる人は・・・

三宅町に住所があり居住している65歳以上で次のどれかに該当する方

- ①ひとり暮らしの方
- ②同居しているご家族が外出することが長く、一時的にひとり暮らし状態になる方
- ③同居しているご家族全員が緊急時に通報する能力に欠ける方

## 緊急通報装置を借りるには・・・

- 役場に申請が必要です。（2年目以降は「更新申請」が必要）
- 申請の時に1年間分の利用料金を納めていただきます。  
所得に関係なく、固定型緊急通報装置 **月額150円**、携帯型緊急通報装置 **月額200円**が必要です。
- 委託業者が訪問させていただき、装置の設置（解約時の撤去）を行います。

## ご利用にあたってのお願い

- 2名の協力員さん**をお願いします。  
申請の前にご近所さんやご親族に協力員になってもらえないかご相談してください。  
（原則協力員は駆けつけられる距離の方）
- NTTアナログ電話回線でない場合（固定型緊急通報装置設置の場合）  
原則NTTのアナログ電話回線をお持ちの方を対象としていますが、光電話などのデジタル回線の場合、停電時のご使用に制限があるなどを承諾の上でご利用できる場合があります。窓口へご相談ください。
- 携帯電話をお持ちでない場合（携帯型緊急通報装置設置の場合）  
原則、ご自身の携帯電話が必要となりますが、ご自身の携帯電話をお持ちでない場合でもご利用できる場合があります。窓口へご相談ください。

お問い合わせは 三宅町役場 住民福祉課まで

電話 0745-44-3073（平日 8:30～17:15）